

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【公表番号】特表2007-537294(P2007-537294A)
 【公表日】平成19年12月20日(2007.12.20)
 【年通号数】公開・登録公報2007-049
 【出願番号】特願2007-513411(P2007-513411)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 45/06 (2006.01)
 A 6 1 K 31/192 (2006.01)
 A 6 1 K 31/27 (2006.01)
 A 6 1 K 31/407 (2006.01)
 A 6 1 K 31/55 (2006.01)
 A 6 1 K 31/662 (2006.01)
 A 6 1 P 25/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/14 (2006.01)
 A 6 1 P 25/16 (2006.01)
 A 6 1 P 25/18 (2006.01)
 A 6 1 P 25/22 (2006.01)
 A 6 1 P 25/24 (2006.01)
 A 6 1 P 25/28 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/06
 A 6 1 K 31/192
 A 6 1 K 31/27
 A 6 1 K 31/407
 A 6 1 K 31/55
 A 6 1 K 31/662
 A 6 1 P 25/00
 A 6 1 P 25/14
 A 6 1 P 25/16
 A 6 1 P 25/18
 A 6 1 P 25/22
 A 6 1 P 25/24
 A 6 1 P 25/28
 A 6 1 P 43/00 1 1 1
 A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】
 【提出日】平成20年2月20日(2008.2.20)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

被験体において認知機能を改善するための組成物であって、該組成物は、

G A B A_B レセプターアンタゴニストをアセチルコリンエステラーゼインヒビターと組み合わせて含む、組成物。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の組成物であって、前記被験体は、認知機能不全を伴う障害を有するヒトである、組成物。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の組成物であって、前記 G A B A_B レセプターアンタゴニストは、3 - アミノプロピル - (n - ブチル) - ホスフィン酸 (A B P A) である、組成物。

【請求項 4】

請求項 4 に記載の組成物であって、100mg ~ 2000mg の1日量の A B P A が投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項 5】

請求項 1 に記載の組成物であって、前記アセチルコリンエステラーゼインヒビターは、タクリン、リバスチグミン、フィゾスチグミン、ガラントミン、またはメトリホナートである、組成物。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の組成物であって、前記 G A B A_B レセプターアンタゴニストおよび前記アセチルコリンエステラーゼインヒビターが同時に投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の組成物であって、前記 G A B A_B レセプターアンタゴニストおよび前記アセチルコリンエステラーゼインヒビターが単一の処方物中で投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の組成物であって、前記 G A B A_B レセプターアンタゴニストおよび前記アセチルコリンエステラーゼインヒビターが連続的に投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の組成物であって、前記被験体は、ヒトである、組成物。

【請求項 10】

請求項 1 に記載の組成物であって、前記被験体は、アルツハイマー病に罹患している、組成物。

【請求項 11】

請求項 1 に記載の組成物であって、最適未満の量のアセチルコリンエステラーゼインヒビターが投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項 12】

請求項 1 に記載の組成物であって、治療未満の量のアセチルコリンエステラーゼインヒビターが投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項 13】

A C h E インヒビターおよび G A B A_B レセプターアンタゴニストを含む、薬学的組成物。

【請求項 14】

請求項 13 に記載の薬学的組成物であって、該組成物は、固体形態である、組成物。

【請求項 15】

請求項 13 に記載の薬学的組成物であって、前記 G A B A_B レセプターアンタゴニストは、A B P A である、組成物。

【請求項 16】

単位投与量形態である、請求項 13 に記載の薬学的組成物。

【請求項 17】

請求項 13 に記載の薬学的組成物であって、該組成物は、液体形態である、組成物。

【請求項 18】

請求項 13 に記載の薬学的組成物であって、該組成物は、単位投与量形態である、組成物。

【請求項 19】

請求項 13 に記載の薬学的組成物であって、前記 GABA_B レセプターアンタゴニストは、3-アミノプロピル-(n-ブチル)-ホスフィン酸 (ABPA) である、組成物。

【請求項 20】

請求項 13 に記載の薬学的組成物であって、前記アセチルコリンエステラーゼインヒビターは、タクリン、リバスチグミン、フィゾスチグミン、ガランタミン、またはメトリホナートである、組成物。

【請求項 21】

請求項 13 に記載の薬学的組成物であって、前記 GABA_B レセプターアンタゴニストは、ABPA である、組成物。